

42.8.1現在（推計人口）			
	本月	前月比	
人	男	24,617	48増
	女	23,684	20増
	計	48,301	68増
世帯数	16,670	20増	

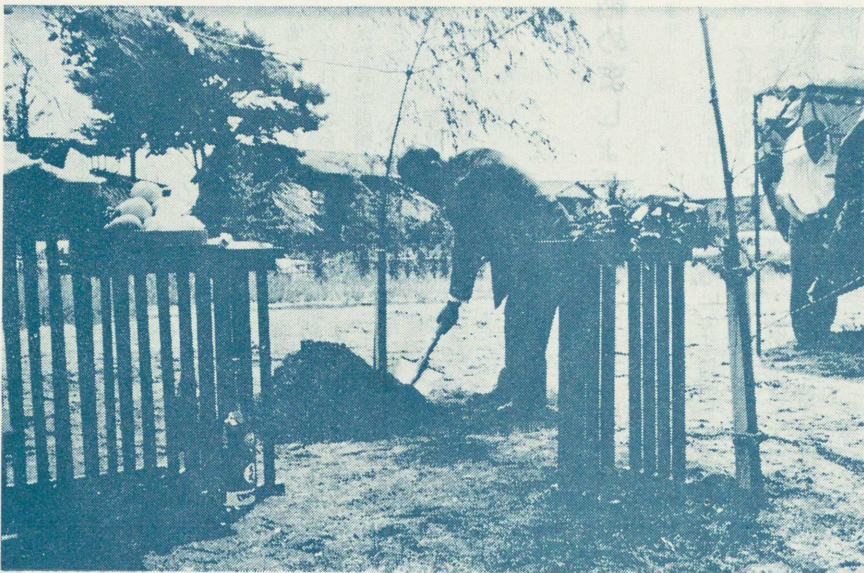
報 弘 町 江 狛

第87号 発行 昭和42年9月1日 狛江町役場 (480) 1181 (代)

狛江町役場（夜間専用）
 電話 (480) 1188
 狛江町水道課事務所
 電話 (480) 0201
 狛江消防署
 電話 (415) 0119

第四小学校増築工事に着手

多摩川団地の町立第四小学校増築工事の地鎮祭を八月七日に行ない工事に着手することになりました。
 工事規模は鉄筋コンクリート造三階建て普通教室六教室、延べ六百十一・七平方メートル、費一千七百五十万円で明年二月末日完成の予定です。



△地鎮祭でくわ入れをする町長▽

九月一日は「防災の日」 いま東京に

地震がおきたら

九月一日は「防災の日」です。「防災の日」は、台風シーズンでもあり、また関東大震災記念日でもあります。この「防災の日」は、わたくしらが、地震、台風、津波、高潮などの災害についてあらためて考えるために定められた日です。

最近の大きな地震として、昭和三十九年新潟地震があり、さらに同四十年八月から松代地震がありました。これらの地震で一番恐ろしいのは、地震による直接の被害よりもその後の火災がきわめて大きいということです。

◎地震のときはまず火のし

住民登録の実態調査を行ないます

九月十五日現在で

さるようお願いします。

なお、狛江町以外の市区町

選挙人名簿を

確かめましょう

九月一日現在で調製された

永久選挙人名簿の追加登録者名簿を次によりおみせ（縦覧）します。御自分の名まえを確かめてください。

今回の対象者は昭和二十二年九月二日以前に生まれたかたで、本年六月一日以前から狛江町に住所を定めたかたのうち、本年九月一日現在狛江町内に引き続き住所を有しているかた。

縦覧期間 九月十一日から
 縦覧場所 役場内選挙管理委員会
 異議の申し出 名簿から漏れている場合には縦覧期間内（午前八時三十分から午後五時）に異議の申し出をすることができま

児童遊園地

あいついで開園!!

児童遊園地の増設を着々とすすめていきましたが、このたび、和泉多摩川児童遊園地の第一期工事が終わり、八月二十五日に開園しました。

また、岩戸児童遊園地（岩戸六七八）と和泉児童遊園地（和泉一三六二）が八月七日に同時に開園しました。

皆さんの御利用をお待ちしています。

近く、和泉一〇三七にも児童遊園地が開園する予定です。

なお、町では良い子が安心して遊べる場所と



国民年金でゆたかな老後を

九月十五日は敬老の日です

会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うとともに、自分の老後についても考えてみましょう。人生五十年といわれたのは昔の話、今は人生七十年といわれるほど寿命が延びていきます。これはたいへん喜ばしいこと

国民年金をはじめ厚生年金などの年金制度により、国民ひとりひとりにその備えを義務づけています。国民年金には、明治四十四年四月二日以降に生まれた二十歳以上の人で、厚生年金や共済組合などの公の年金にはいない人は必ずはいり

これはたいへん喜ばしいこ

国民年金には、明治四十四

児童遊園地（岩戸六七八）と和泉

児童遊園地（和泉一三六二）が

水道メーター(量水器)は 検針しやすいように

メーター(量水器)の検針は、水道使用料算定の基礎となりますので常に検針しやすい状態に管理してください。検針員が伺い検針不可能な場合は、使用量を推定します。したがって、次回検針の際、使用量の調整をしますから御了承願います。

次に掲げる検針不能なメーターは、工事費を自費負担とし、町指定の工務店に申請し検針可能な位置へ移設してください。

- メーターが屋内(床下、店内、物置等)にあるもの
- メーターが狭い所(家と家または家とへの間等)にあるもの
- メーターが埋土のため埋没し指針の判読不可能なもの
- メーターボックス内に汚水が常時浸透しているものまたは雨水の下にあるもの
- メーターが屋敷の奥(メーター取付位置の直前に小屋、車庫等)にあるもの

なお、メーターは常に清掃しなさい。

水道料金は必ず 期限内に納めましょう

一 検針方法および納期限について、御周知のとおり江野町は、毎月検針を実施しています。したがって料金の収納も毎月となり、その月の末日が納入期限となります。

二 使用水量の検針について 使用量の検針は料金算定の基礎となりますので、量水器が汚染、埋没および上部に物品等を山積したり検針の際に門の中にはいれない状態となっている場合は、検針ができませんので使用水量を推定します。

三 水道料金の納入について 水道料金の納入方法は現金または金融機関等へ払い込む方法を採用しています。

四 集金は検針票に現金予定日を記入し、検針の際に投かんします。

納期限をすぎると 給水を停止します

水道料金の納入につき、完納を目的として努力していますが、残念ながら滞納者は減りません。現在検針、集金の隔月制を実施していますので一度滞納しますと四か月分を納入することとなり、さらに納入しにくくなります。常に納入しにくくなります。

滞納者については「停水通告」による納期限までに納入しない場合は、町給水条例第三十八条(給水の停止)により停水します。

国有畦畔にかかる取得時効 についての手続きが変わりました

説明会は九月十四日に

一 国有畦畔とは 畦畔とは一般に田畑の間に介在し、通称「あぜ」「くろ」「はさま地」「土手代」「青地」などと呼ばれている狭長な土地のことをいいます。このような土地のうち、公図上にはあるが地番が付されていない、不動産登記簿、土地台帳(旧)等、公簿にも登録されていない土地が国有畦畔ということになります。

二 国有畦畔の現況 国有畦畔を現況からながめてみますと、農山村地帯(農耕地帯)にある国有畦畔は、民有田畑の「あぜ」「くろ」

してしまわなければ全体の土地について、合筆することも分筆することもできません。そこで国有畦畔を自分のものにするためには国から買い受ける必要がありますが、すでに民法第一六二条に定められている取得時効が完成している場合には、国から買い受けることなく所有権を取得することができるとはご存じのとおりです。

四 この手続きについての説明会の開催 この手続きについての説明会を次のとおり行ないますから関係者は御出席ください。日時 九月十四日午後一時から四時まで 場所 江野町集会所

計量器(はかり)の 定期検査が行なわれます

計量法の規定により、取引引きまたは証明に使用している「はかり」は、三年に一回検査を受けなければなりません。都ではこの検査を次により実施しますので、必ず受けてください。

◇検査日時 九月六日、七日 午前十時から午後三時まで

◇検査場所 江野町役場

対象計量器 検査手数料

指示はかり	最高能力によって	三十円～六十円
皿手動はかり	三十円～六十円	六十円～二百三十円
棒はかり	五十円～二百五十円	五十円～二百五十円
等比皿手動はかり	十円～二十円	十五円～六十円
懸垂手動はかり	二十円～四十円	二十円～四十円
分銅・増おもり	一組	十円

計量器定期検査ならびに手数料についての詳しいことは産業課へお問い合わせください。

アメリカシロヒトリ の防除に全力を

昨年大発生した「アメリカシロヒトリ」ことしも町内一

成長状況は順調で早い幼虫は果を出ていっせいに片っ端から緑を食い荒らしていますがまだ果の中に、集団でいるものがあります。卵からふ化した幼虫は付近をくもの果のように糸でからみ、葉は筋を残して食べるので一見すかし状を呈しています。この時期に枝を切り取るか、焼き棄てるかすれば大事にならず、簡単に防除ができます。幼虫が大きくなって果から出てしまったらたいへんで薬剤を散布して防除しなければなりません。

九月二十日は 全国下水道促進デー

町では第二ふ化期防除を八月中旬から順次区域を定めて薬剤散布による防除実施中です。発生個所が高くあるいは果を出た幼虫が食い荒らし、家庭では防除が困難なときか樹の所有者、管理者の知れないようなときは役場へその旨を連絡してください。

日本の下水道普及率は市街地面積に対し十九・九パーセントで、欧米諸国に比べてあまりにも遅れています。この遅れを取り戻すために、第七回全国下水道促進デーにちなんで運動が、九月二十日、全国的に展開されます。この全国下水道促進デーは汚水や雨水を排除し、健康で快適な生活を約束する下水道の理解を深め、下水道促進の世論を盛りあげ、普及、促進を図る日です。

なお当町の下水道の普及率は約二十五パーセントで、新五か年計画目標で、約五十パーセントに達する見込みで急ピッチで現在施工中です。

第二取水場付近

<下水道工事は急ピッチで進められています>



戦没者等の遺族に 特別弔慰金が支給されます

戦没者の遺族のかたには、特別弔慰金が支給されています。

昭和四十二年四月一日において、戦没者の遺族のうち、公務扶助料または遺族年金等を受けているかたがいらない遺族で次に該当されるかた。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金（五万円もしくは三万円国債）を受けた遺族のかた
二 弔慰金を受けたかたが、死亡もしくは再婚等をした場合は、戦没者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位のかた

ただし、戦没者の子を除いては、次に該当するかたに限る。
1 戦没者の死亡当時、戦没者と生計関係のあったこと
2 戦没者の死亡後遺族以外のかたと改めた婚姻あるいは養子縁組をしていないこと
その他詳しいことは福祉課へお問い合わせください。

都営住宅地元割当分の募集

国際電気株式会社あとに都営住宅が建設されていますが、その第二期工事分の地元割当が決定され、次のように募集します。

一 割当戸数
第一種住宅 七十六戸
（四十二年五月入居）
第二種住宅
（四十二年五月入居）

粕江町軟式野球連盟

少年野球大会結果

さる八月十日から十三日まで、の四日間一中横グラウンド等でかわい熱戦が行なわれました。

その結果は、次のとおりです。

中学生の部（二チーム参加）
優勝 ヤンガーズ
準優勝 レットイーグルス
小学生高学年の部
優勝 ホワイットアトムズ
準優勝 ニュースターズ
小学生低学年の部
優勝 ニュースターズ
（六チーム）

秋季大会日程

登録および参加受付
九月四日正午まで教育委員会
夜間受付は五時〜七時
町集会所
抽選および主将会議
九月四日午後六時集会所
大会期日
九月十日から七週毎日曜
多数の参加チームをお待ちしています。

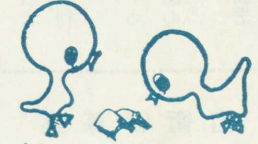
お気軽にどうぞ スポーツを楽しむ会

期日 九月十日午後一時〜四時（雨天中止）
場所 第一小学校
第一小学校
校庭
庭バレーボール
フットボール
その他
午後を適度なスポーツで楽しみたい方、お気軽にどうぞ。

みんなでおどろろ フオークダン スのつどい

日時 九月二十三日（土）
午後六時三十分〜八時三十分
場所 集会所
今月のうた
『おいらの故郷』

水曜図書室



貸し出しいたします
毎週水曜午前9時〜4時
粕江町集会所 児童図書室

楽しかった夏休みの子ども会 これから毎月続けよう

「わあー」と言う子どもたちの歓声が夏休み中、毎日どこかで聞こえていました。これは、子ども会指導者グループが、PTAのお母さんと協力して、すいか割り、ゲート大会、映画会、キャンプファイヤーなどの楽しい巡回子ども会を七十会場も行なったものです。

＜指導者グループ「みたけ」のおにいさんたちと楽しく遊ぶ子どもたち＞



検察審査員に 小野健二氏選ばれる

さる七月三十一日に八王子検察審査会の検察審査員に、猪方一二六八 小野健二氏が選ばれました。
検察審査会は、検察官が犯人を裁判にかけないという処分をした場合に、その処分に不服のある告訴人などから審査員の任期は六か月です。

粕江町軟式野球協会 秋季大会のお知らせ

第一回団体戦
日時 九月十日八時半（雨天十七日）
場所 電力中央研究所コート、東京航空計器株式会社コート
形式 リーグ戦（一組五チーム）
申し込み 九月五日までに教育委員会に

第三回個人戦

年間活動をする地区にはいつでも手伝いに行く張り切っています。どうぞ御利用ください。（連絡は教育委員会社会教育係へどうぞ）

税の出張収納

次の表のとおり国民健康保険税第五期分の出張収納を行ないます。
役場に遠い地区のかたは御利用ください。

月日	時間	場所	区域
九月二十七日（水）	自前九時三十分至前十二時	和泉寺	上和泉
九月二十八日（木）	自後二時三十分至後四時	小足立寺	小足立
九月二十九日（金）	自後二時三十分至後四時	寛千手院	寛千手
九月三十日（土）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
九月三十一日（日）	自後二時三十分至後四時	天理教会前	天理
十月一日（月）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月二日（火）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月三日（水）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月四日（木）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月五日（金）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月六日（土）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月七日（日）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月八日（月）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月九日（火）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月十日（水）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月十一日（木）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月十二日（金）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月十三日（土）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月十四日（日）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月十五日（月）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月十六日（火）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月十七日（水）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月十八日（木）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月十九日（金）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月二十日（土）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月二十一日（日）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月二十二日（月）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月二十三日（火）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月二十四日（水）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月二十五日（木）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月二十六日（金）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月二十七日（土）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月二十八日（日）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月二十九日（月）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
十月三十日（火）	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
十月三十一日（水）	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸

消防展覧会に使用する 消防機材等の出品募集

消防署では消防古機材、古道具、消防に関係ある書画等を次の要領で出品の募集をしています。

- 一 応募方法
口頭または電話等で消防署へ御連絡ください。係員参加。所有者立ち合いで決定します。
- 二 条件
一定期間、借用品として一般に公開し、丁寧に取り扱い、出品者には、薄謝を呈します。
- 三 出品は次のようなものです。
1 消防古機材、古道具の類
2 消防古機材、古道具の類
3 消防古機材、古道具の類
4 消防古機材、古道具の類
5 消防古機材、古道具の類
6 消防古機材、古道具の類
7 消防古機材、古道具の類
8 消防古機材、古道具の類
9 消防古機材、古道具の類
10 消防古機材、古道具の類
11 消防古機材、古道具の類
12 消防古機材、古道具の類
13 消防古機材、古道具の類
14 消防古機材、古道具の類
15 消防古機材、古道具の類
16 消防古機材、古道具の類
17 消防古機材、古道具の類
18 消防古機材、古道具の類
19 消防古機材、古道具の類
20 消防古機材、古道具の類
21 消防古機材、古道具の類
22 消防古機材、古道具の類
23 消防古機材、古道具の類
24 消防古機材、古道具の類
25 消防古機材、古道具の類
26 消防古機材、古道具の類
27 消防古機材、古道具の類
28 消防古機材、古道具の類
29 消防古機材、古道具の類
30 消防古機材、古道具の類
31 消防古機材、古道具の類
32 消防古機材、古道具の類
33 消防古機材、古道具の類
34 消防古機材、古道具の類
35 消防古機材、古道具の類
36 消防古機材、古道具の類
37 消防古機材、古道具の類
38 消防古機材、古道具の類
39 消防古機材、古道具の類
40 消防古機材、古道具の類
41 消防古機材、古道具の類
42 消防古機材、古道具の類
43 消防古機材、古道具の類
44 消防古機材、古道具の類
45 消防古機材、古道具の類
46 消防古機材、古道具の類
47 消防古機材、古道具の類
48 消防古機材、古道具の類
49 消防古機材、古道具の類
50 消防古機材、古道具の類
51 消防古機材、古道具の類
52 消防古機材、古道具の類
53 消防古機材、古道具の類
54 消防古機材、古道具の類
55 消防古機材、古道具の類
56 消防古機材、古道具の類
57 消防古機材、古道具の類
58 消防古機材、古道具の類
59 消防古機材、古道具の類
60 消防古機材、古道具の類
61 消防古機材、古道具の類
62 消防古機材、古道具の類
63 消防古機材、古道具の類
64 消防古機材、古道具の類
65 消防古機材、古道具の類
66 消防古機材、古道具の類
67 消防古機材、古道具の類
68 消防古機材、古道具の類
69 消防古機材、古道具の類
70 消防古機材、古道具の類
71 消防古機材、古道具の類
72 消防古機材、古道具の類
73 消防古機材、古道具の類
74 消防古機材、古道具の類
75 消防古機材、古道具の類
76 消防古機材、古道具の類
77 消防古機材、古道具の類
78 消防古機材、古道具の類
79 消防古機材、古道具の類
80 消防古機材、古道具の類
81 消防古機材、古道具の類
82 消防古機材、古道具の類
83 消防古機材、古道具の類
84 消防古機材、古道具の類
85 消防古機材、古道具の類
86 消防古機材、古道具の類
87 消防古機材、古道具の類
88 消防古機材、古道具の類
89 消防古機材、古道具の類
90 消防古機材、古道具の類
91 消防古機材、古道具の類
92 消防古機材、古道具の類
93 消防古機材、古道具の類
94 消防古機材、古道具の類
95 消防古機材、古道具の類
96 消防古機材、古道具の類
97 消防古機材、古道具の類
98 消防古機材、古道具の類
99 消防古機材、古道具の類
100 消防古機材、古道具の類

予防接種は

必ず受けましょう

今月行なう予防接種は次のとおりです。該当者と未終了者は必ず受けてください。

月日曜	種 別	会 場	時 間	対 象 者
11月	種痘接種	第四小学校	午後1時30分～ 2時50分	昭和42年1月1日～ 6月30日 第1期末終了者
12月	種痘接種	第三小学校		
13月	種痘接種	第二小学校		
14月	種痘接種	狛江集会所		
18月	種痘接種	第四小学校		
19月	種痘接種	第三小学校		
20月	種痘接種	第二小学校		
21月	種痘接種	狛江集会所		

法律で定められた予防接種の該当者には通知をさし上げますが、新たに転入された方には、通知がいかないこと

秋に行なう予防接種

予防接種の目的は、伝染病の発生を抑制すること、公衆衛生の向上および増進を図ることを目的としています。予防接種を受けるべき対象の子さんをお持ちのかたは保護者として必ず受けさせなければなりません。

●百日ぜき、ジフテリア混合注射
第一期は生後三か月から六か月に至る期間に三週間から四週間の間隔をおいて行ないます。

第二期は第一期三回目終了後一年から一年半の期間に一回行ないます。

●ジフテリア注射
第一期、第二期は百日ぜきとの混合で行ないます。第三期は小学校入学前六か月以内に一回、第四期は小学校卒業前六か月以内に一回です。

●小児マヒ生ワクチン
生後三か月から一年半の期間に五か月間隔で二回服用します。以上が定期の予防接種といわれ該当者には通知書がいきます。

●任意予防接種
任意予防接種
インフルエンザ
生後三か月から六十歳までのかたで、毎年一週間間隔で二回受けます。

(任意の注射はいずれも有料)



●インフルエンザについては鶏卵、鶏肉、トリの羽毛に対して、過敏性をもつアレルギー体質のかたは受けられません。

●注射を受ける前の注意
一 有熱患者、心臓血管系、じん臓または肝臓に疾患のあるかた、糖尿病患者、かつ患者、その他医師が予防注射を行なうことが不適当と認める疾病にかかっているかた。

二 病後衰弱者または著しい栄養障害者。

三 アレルギー体質のかたまたはけいれん性体質のかた。

四 妊産婦(妊娠六か月までの妊婦を除く)

五 種痘については、前項に掲げるかたのほか、まん延性のひふ病にかかっているかたで種痘により障害をきたすおそれのあるかた、BCG、麻疹(はしか)ワクチン接種後一か月を経過していないかたは受けられません。

●小児マヒ生ワクチンについては服用する二週間前後は種痘は受けられません。(種痘接種後二週間は生ワクチンは服用できません)またBCG麻疹(はしか)ワクチン接種後一か月を経過していないかたも服用できません。

●接種部位は清潔に保つこと。

●三種接種後は、接種部位をおよそ十分十五分間着衣しないで露出し、火気、直射日光等によらないで乾燥させること。種痘接種部位はこすらないこと。

●予防接種を受ける前後は以上のことに注意し、該当もれや未終了者にならないよう注意して必ず受けてください。

●接種部位は清潔に保つこと。

●三種接種後は、接種部位をおよそ十分十五分間着衣しないで露出し、火気、直射日光等によらないで乾燥させること。種痘接種部位はこすらないこと。

●接種部位は清潔に保つこと。

●三種接種後は、接種部位をおよそ十分十五分間着衣しないで露出し、火気、直射日光等によらないで乾燥させること。種痘接種部位はこすらないこと。

●予防接種を受ける前後は以上のことに注意し、該当もれや未終了者にならないよう注意して必ず受けてください。

●接種部位は清潔に保つこと。

●三種接種後は、接種部位をおよそ十分十五分間着衣しないで露出し、火気、直射日光等によらないで乾燥させること。種痘接種部位はこすらないこと。

●予防接種を受ける前後は以上のことに注意し、該当もれや未終了者にならないよう注意して必ず受けてください。

●接種部位は清潔に保つこと。

●三種接種後は、接種部位をおよそ十分十五分間着衣しないで露出し、火気、直射日光等によらないで乾燥させること。種痘接種部位はこすらないこと。

●予防接種を受ける前後は以上のことに注意し、該当もれや未終了者にならないよう注意して必ず受けてください。

●接種部位は清潔に保つこと。

●三種接種後は、接種部位をおよそ十分十五分間着衣しないで露出し、火気、直射日光等によらないで乾燥させること。種痘接種部位はこすらないこと。

●予防接種を受ける前後は以上のことに注意し、該当もれや未終了者にならないよう注意して必ず受けてください。

●接種部位は清潔に保つこと。

●三種接種後は、接種部位をおよそ十分十五分間着衣しないで露出し、火気、直射日光等によらないで乾燥させること。種痘接種部位はこすらないこと。

犬はつないで飼いまはう

飼いまのかたへ!!

最近役場に犬の放し飼による苦情が絶えません。

●新聞、郵便、牛乳配達等の人が、この放し飼いの犬に追いかけられたり、ほえつかれたりしてたいへん迷惑をすることがあります。またこれらの犬は農作物や花壇を荒したり、他人の庭や道路にフンをしたりしますので保健所や町でも取り締まりをなおいっそう強化することになっています。飼いまのかたは次の事項をじゅうぶんに守ってください。

一 飼いまは毎年必ず登録を

二 春、秋の予防注射は必ず受けること。

三 飼いまは昼夜を問わず必ずつないでおくこと。

四 散歩等での犬のフンは、飼いまにおいて必ず処理すること。

●前項に違反したときは、狂犬病予防法ならびに都条例により処罰されます。

●なお、野犬、放し飼いまについては、どしどし捕獲しますので御注意ください。



危険物(燃えないもの)の捨て方

の捨て方

町では、町内随所に「危険物入れ」を設置して、週二回収集しています。

燃えるものを「危険物入れ」に投入されると収集能率の低下と、周囲がちらかって見苦しくなり、付近の家に迷惑です。共同使用の「危険物入れ」ですから、お互いに注意して使用しましょう。そこで絶対捨てないでください。

●木の枝、皮ぐつ、雨ぐつ、ビニール製品等燃えるものは絶対に捨てないでください。

●燃えるものを「危険物入れ」に投入されると収集能率の低下と、周囲がちらかって見苦しくなり、付近の家に迷惑です。共同使用の「危険物入れ」ですから、お互いに注意して使用しましょう。そこで絶対捨てないでください。

自衛官募集

いま防衛庁では陸、海、空の隊員を次の要領で募集しています。

●応募資格
入隊する月の1日現在で18歳以上25歳未満の日本国籍の男子で学歴は問いません。

●志願の手続き
志願票の請求および提出は、役場住民課、自衛隊東京地方連絡部立川出張所(立川市曙町3の216)で受け付けています。

●試験科目
簡単な学科試験(国語(作文を含む)数学、社会)口述試験、身体検査、なお自衛官応募については役場住民課へお問い合わせください。

職員募集

●狛江町では、次の要領で職員を募集しています。希望者は必要書類を添えてお申し込みください。

職 種 土木関係技術職員若干名
資 格 高校卒業以上、二十五歳までの身体健康な男子
待遇 六か月間見習後正規職員とする。
給与 当町給与規定による。
提出書類 履歴書(写真添付)
応募期間 九月十五日まで総務人事係へ。

役場への

役場へ投書されるかたへお願いいたします。

役場では、投書の内容を詳しくお聞きし、また投書されたかたへ御返事を早くさしあげたいと思いますので、投書される場合は、住所、氏名、電話番号を記入されたかたは、電話でけっこうです。役場住民課住民相談係へ御連絡

夜間専用電話番号
480-1188

役場では、夜間専用の電話番号を設定しました。職員の勤務時間外(平日午後五時土曜日午前十二時以降)に役場へ御用のかたは、夜間専用電話にダイヤルしてください。

今月の相談

●人権の上相談
日時 九月二十一日(木)
午後一時から四時
場所 役場
担当 人権擁護委員

●行政苦情相談
日時 九月二十二日(金)
午後一時から四時
場所 役場
担当 行政相談委員 宮崎 武雄氏

●育児・家族計画相談
日時 九月六日(水)

●午後一時から二時半
場所 役場
担当 医師、保健婦、栄養士
家族計画指導員

●法律相談
日時 九月十四日(木)
二十八日(木)
午前九時から十二時
場所 役場
担当 弁護士 毛利 秀之氏

●資産税相談
日時 九月七日(木)
午前十時から四時
場所 役場
担当 武蔵府中税務署資産税相談官